

会議名称	平成23年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成23年7月27日(水) 15時から17時35分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、阿部委員、井上委員、大浦委員、柴田委員、高橋委員、花形委員、濱田委員、山岡委員、横山委員、奥山委員、島田委員、新城委員、鈴木委員、増田委員、脇坂委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	大井区民課長、南雲課税課長、大澤地域保健課長、阿出川納税課長、日暮学務課長、佐藤教育人事企画課長
	事務局	宇賀神行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長、溝江情報政策監
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成23年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成23年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・委員名簿

【会議内容】

- 1 委嘱状の交付、副区長のあいさつ
- 2 審議会委員自己紹介、事務局職員自己紹介
- 3 会長、職務代理の選出
- 4 審議会所掌事項について
- 5 平成23年度第1回会議録の確定
- 6 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第9号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第10号	平成22年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第11号	平成22年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第12号	平成22年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第13号	平成22年度 小型電子計算組織利用報告	報告了承
報告第14号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第18号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	答申
諮問第19号	地方議会議員退職年金受給者所得情報提供システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	答申

(裏面に続く)

諮問第 20 号	人口動態調査に関する業務の外部結合について（新規）	答 申
諮問第 21 号	人口動態調査オンライン報告システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
報告第 15 号	納付センターに関する業務の登録について（変更）	報告了承
一般報告	公立学校教員による U S B メモリの紛失について	報告了承

<p>政策法務担当部長</p>	<p>ただいまから、「平成 23 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催いたします。本日の審議会は、任期満了に伴います委員改選後の初めての会合となりますので、会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます政策法務担当部長の牧島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の審議会の進行につきましては、お手元にお配りしている会議次第に基づき、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次第の 2 に移ります。改めまして、本日は皆様大変ご多忙の中、またお暑い中、この審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様には今期の委員をお引き受けくださりまして、厚く御礼申し上げます。皆様にお渡しいたします委嘱状ですが、既にテーブルの上に配付させていただいています。なお、この度の委嘱に当たりましては、田中区長からご挨拶をさせていただく予定でしたが、急遽所用が入りましたので、松沼副区長からご挨拶をさせていただきます。</p>
<p>副区長</p>	<p>松沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。いま、部長のほうからお話ございましたが、これから 2 年間、情報公開・個人情報保護審議会の委員として、是非、皆様のお力をお借りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>考えてみますと、昭和 61 年にこの情報公開条例と個人情報保護条例が出来て、翌年昭和 62 年 6 月に施行され、それ以来、数えてみますとこの審議会がもう四半世紀続いているということで、非常に伝統のある審議会だと感じております。その中でも、特に難しい課題、区民サービスの向上と、それから、もう一方でプライバシーを保護する、個人情報を保護するという二律背反的な課題と言いますか、二律背反的なテーマをどのように考えて施策の中に反映させていくのか、いくべきなのかというようなことをずっと議論をしていただけてまいりました。今日的には、現在いろいろ議論が行われています税と社会保障の一体の改革、それから、震災後の問題としては、震災の被災者、行方不明者に対して、どのようにこのサービスの向上と、プライバシーの保護というものを考えて対応していったらいいのかと、非常に今日的な大きなテーマ、課題もございます。そういう点を考えてみますと、やはりこの四半世紀、皆様方の努力、そして、先輩方の努力によって培われてきました杉並区の個人情報保護、情報公開に対するこの取組みの伝統、こういうものは決してなかなか他の自治体には見られない素晴らしい実績を伴ってきたものだと考えております。そういうことを含めまして、また皆様方のお力をこの 2 年間お借りしてやってまいりたいと思っておりますので、是非、さまざまなご意見について、率直に忌たなくご議論をしていただければ有り難いと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>政策法務担当部長</p>	<p>続きまして、今期の委員の皆様にも、簡単で結構でございますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は、谷委員から都合により欠席されるというご連絡をいただいています。また、花形委員につきましては遅れていると</p>

	いう状況です。それでは、席上に配付している委員名簿の順に、恐縮でございますが阿部委員のほうから自己紹介をお願いします。
委員	各委員から自己紹介
政策法務担当部長	改めまして、皆様どうぞよろしく申し上げます。なお、誠に恐縮ですが、副区長はこの後、所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。 続きまして、私ども事務局の職員につきましても自己紹介をさせていただきます。初めに、私、先ほどご挨拶申し上げました政策法務担当部長の牧島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局職員	事務局職員から自己紹介
政策法務担当部長	続きまして、会長を選出していただきたいと存じます。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例におきましては、会長は「委員の互選によってこれを定める」と規定をされてはいますが、皆様いかがいたしましょうか。ご意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。
委員	江藤先生を推薦したいと思ひます。長らくこの審議会の運営に当たられまして、細部についてご精通ですし、さらに、法律のご専門ですから、運用について瑕疵がなく、適任者と思ひますので、推薦をさせていただきます。
政策法務担当部長	ありがとうございます。ただいま、江藤委員を会長にというご意見がありましたが、皆様方がいかがでしょうか。よろしいですか。
	(異議なし)
政策法務担当部長	ありがとうございます。それでは、江藤委員に会長をお願いしたいと思ひます。では、会長の席にお移りいただきたいと思ひます。では、これからの進行は会長をお願いしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	それでは最初に、職務代行ということで小幡委員をお願いしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。
	(拍手)
職務代理	小幡です、よろしくお願ひいたします。
会長	それでは最初に、審議会の所掌事項について、事務局から説明をお願いします。
審議会の所掌事項について	
法務担当課長	審議会の所掌事項について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等がありますか。特にないようですので、次に進めさせていただきます。会議録の処理方法と、平成 23 年度第 1 回会議録の取扱いについて、事務局に説明をお願いします。
法務担当課長	会議録の作成方法について説明する。
会長	ただいまの説明について、何かご意見等がありますか。
委員	委員の氏名ですが、公務としてやっているのですから、個人名をきちんと記載すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

法務担当課長	区の方考え方ですが、ここは公表されている内容ですので、職員は職務執行情報ですが、委員はそれぞれ議員の方、学識経験者、区民代表の方もいらっしゃるもので、後でそのことについていろいろなことがないように、自由闊達なご意見をいただくために、こうした手続をとっているところです。
会長	他にございますか。
委員	会議録の作成期間について、1週間前に送付ということですが、速記や録音を通して議事録は作られるものでありますので、できる限り早く作ることが私は課題だと思っています。その点について、現在どのようにされているかを教えてください。
法務担当課長	ご案内のとおりテープ起こしがありまして、それぞれテープ起こしをしたものを説明した各課長に回覧等して、聞き間違い、漢字の使い方といった校正を行います。そうしたことで確認をさせていただきながら作ってまいりますので、やはりこの程度の日数がかかっているというのが実態です。
委員	いまはどのくらいで、出来ているのですか。
法務担当課長	2カ月ないし3カ月くらい、ということをやっています。
会長	他にございますか。なければ従前どおりのやり方でよろしいですか。
	(異議なし)
会長	前回の会議録について、事務局から修正はありますか。
法務担当課長	大変申し訳ありません。それでは会議録 11 ページをお開きください。中程のいちばん大きな欄、保育課長の発言欄です。まず上から6行目の「鍵を開けて」ということです。一般的にはこういうこともあるのですが、本人にも確認して、「鍵を開けて」を「錠を開けて」という漢字に訂正をお願いします。 次に中程、3「区の対応」です。「まず」から始まる段落の一行目「事故の公表と謝罪を行い」の記載を削除願います。 それから、「また本園を含め」から始まるいちばん最後の段落ですが、2行目の末尾に「3番目が」とあります。「3番目が」を「また」に訂正をお願いします。 その次は、この囲みのいちばん最後ですが、これは誤字でして、「捜策」が「搜索」です。 同じく11ページの末尾、保育課長のいちばん最後の囲みです。「事務室で鍵を開けて」の「鍵を開けて」を「錠を開けて」に訂正をお願いします。以上です。
会長	他にございますか。ございませんようですので、平成23年度第1回会議録は確定ということにさせていただきます。 次は諮問報告事項について審議をします。最初に政策法務担当部長から諮問文を読み上げて、ご提出願いたいと思います。
政策法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	それでは、ただいま諮問を頂戴しましたので、さっそく報告、諮問の審議に入りたいと思います。報告9から13号までについて、事務局から説明をお願い

	いします。
報告第 9 号、報告第 10 号、報告第 11 号、報告第 12 号、報告第 13 号	
区民課長	報告第 9 号について説明する。
法務担当課長	報告第 10 号、報告第 11 号について説明する。
情報システム課長	報告第 12 号、報告第 13 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。
委員	報告第 9 号について、住基カードは他の自治体に引っ越しをした場合、前は返納しなければならなかったのですが、そのまま使い続けることができるようになったのですか。
法務担当課長	来年の 7 月からです。
委員	わかりました。それは結構です。 では、報告第 10 号ですが、情報公開請求をし、これに対して不服申立てがたぶんあったと思うのです。そういったことの有無とか、件数とか、そういったことを伺いたいと思います。
法務担当課長	情報公開制度の実施状況で、可否決定状況ということでこういうことをやっています、いま手元に資料がないのですが、私の記憶では昨年度は、不服については審査会に前年度から継続していたものが 2 件ありまして、それについてようやく昨年度中に 1 件、今年度の当初に 1 件終了したというところです。 平成 21 年度からですから、当該年度、平成 22 年度については継続していたものが 2 件ありました。平成 23 年度、今年度については継続しているものはありません。
委員	次からそういったこともご報告いただけないでしょうか。といいますのは、杉並区の場合は、不服申立てで情報公開・個人情報保護審査会で審議された場合、審査会がこれは非開示では駄目だよ、公開しなさいという命令というか、そういう意見を出すことはほとんどないのですが、他の自治体ではたまにそういうことがあるのです。そういった意味では、私は審議会の委員としてそのことも知りたいと思います。いかがですか。
法務担当課長	広く言えば委員がご指摘のようなことにもなると思うのですが、一般的には、それはそれで公表させていただいていますので、そういった形でお知りおきいただければと思いますが、少し検討させていただきたいと思います。
会長	他にございますか。
委員	報告第 10 号に関連して、「平成 22 年度 情報公開請求の内容及び処理状況」の中で、内容がわからないのが 2、3 ありますので、教えていただけたらと思います。 まず最初に、4 ページの 18 番の、「区立小・中学校の全国学力・学習状況調査の学校別各科目平均点」について、各学校が何点だったということも、公開しないとしたことを覚えているのですが、どういうものが一部公開されたのか。それから、7 ページの 120 番の、「陳述書で記載されている『一連の資料』に該当する文書」で一部公開の決定となっていますが、これはどういうことな

	<p>のか。また、8ページの160番から170番にかけて、「区立中学校での事件」とあるのですが、どういう事件だったのか。ここでわかれば報告していただきたいと思います。</p>
法務担当課長	<p>いま手元に資料を持っていませんので、記憶で申し上げますと、小・中学校の全国学力状況調査ということについて全部が出せないわけではないので、学校間格差になるとか等の理由で非公開部分があったと記憶していますが、対象情報の中には出せるものもあるということで、一部公開としたと記憶しています。ものがいま手元にないので、確かなことは申し上げられませんが、そういった形だったと記憶しています。</p>
委員	<p>そういうことだとは思いますが、請求内容に関わる報告があったのでおうかがいしました。</p> <p>それから、報告第11号ですが、11ページの、「平成22年度 自己情報開示等請求の内容及び処理状況」で、2月3日の請求が「繰越し」で、まだ決定されていないとあります。この日にちからするとだいぶ経っていますが、どうなっていますか。</p>
法務担当課長	<p>この情報については、いま事務局にたまたまあったのですが、5月9日に決定をしています。内容については個人情報ですから、もちろん申し上げられませんが、情報の特定が結構難しい件でして、区外にいらっしゃる方が、御自分がいつどこに、杉並区内にいらっしゃったかということ特定しないで、過去何年間の御自分の何々に関する情報を開示しろという開示請求でした。これは特定が大変困難なことでしたが、5月9日に、いずれも決定をしています。</p>
委員	<p>決定は公開されないということですか。</p>
法務担当課長	<p>一部公開しています。4件がお1人の方のものです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>基本的なことをお伺いしたいのですが、3ページのように情報公開の「請求件数」と「可否決定状況」が報告されていて、4ページ以降に具体的な「請求内容」について記載されています。実施機関である区長、教育委員会という、それぞれの機関で可否決定がされたという書き方ですが、情報公開・個人情報保護審議会には報告がどのように上げられるわけですね。</p> <p>これらの情報公開の在り方が妥当だったのかどうか、ということについての判断は、どのように行われているのでしょうか。その点を教えてください。</p>
法務担当課長	<p>具体的な事務処理の流れでしょうか。</p>
委員	<p>そうです。</p>
法務担当課長	<p>これはまず第1に、公開請求のときに対象情報の特定ということがかなりの要素であるのですが、私どもは補助執行で各実施機関から、いわゆる内部委任を受けて、情報公開担当の窓口でお受けしますが、全ての資料を知っているわけではありませんので、大体的な場合ですが、定例的なもの以外については主管課の職員と打ち合わせをしたり、同席をしてもらって、情報を特定しています。</p>

	<p>それから、まず情報の特定がそれでできた場合でも、原則は公開ですが、非公開理由があるやなしやについても、まず主管課に意見聴取をします。その意見聴取に基づいて、その意見の内容を私どもで他の事例等からも総合的に勘案して決定するという形をとっています。</p>
政策法務担当部長	<p>少し補足させていただきます。この情報開示制度は、基本的には行政処分という形、申請に対して可否決定をするという処分の形ですので、申請者と実施機関との間の関係ということになります。そして、その行政処分の内容について、申請者がそれで満足されたら、それで完結ということになりますし、もし決定の内容に不服がありましたら、先ほど少し話が出ていましたが、実施機関に異議申立てをしていただくということになります。そうしますと実施機関が別途附属機関として、区は情報公開審査会という組織を作っています、審査会に諮問をしていきます。審査会は第三者機関で、弁護士、学識経験者、学者の3人で構成しています。そこに諮問しまして、そこのご意見をいただいた上で、改めて実施機関として処分の適否を決定するということになっていますので、不服があればそういう手立てを講じられるということです。こうした不服審査は過去に何件も行なわれています。</p>
委員	<p>法律が変わって、請求者に資料を開示する期限も短くなっていますよね。たしか、これまで30日くらいだったのが、いまは2週間ですよね。その点での手続きに要する時間といいますか、その点での過不足はいかがでしょうか。</p>
政策法務担当部長	<p>これは、ひとえに申請者の請求対象情報の範囲といいますか、量によります。もちろん、できるだけ速やかに情報を特定し、公開、非公開の判断をして、処分を決定するという姿勢、これは変わりませんが、やはり量が多ければ少し時間がかかるので、期間を延長するという場合によってはあります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>報告第13号の「小型電子計算組織利用報告」について、システム数としては増えている、という認識でよろしいのですか。</p>
情報システム課長	<p>この報告の中で、廃止も結構ありますので、いまのところ増減の幅というのはそんなに大きくないです。</p>
委員	<p>わかりました。あまりにもシステムが多いということ、このシステムの内容について、例えばシステムは事業者を入れて作っているのか、それとも簡単なエクセル上のものも、ここの中に記載しているのか。もう少し細かい状況を教えていただければと思います。</p>
情報システム課長	<p>ここにある中で、大きい小さいというのは当然出てきますが、パッケージとして入れているものもありますし、職員が作っているものもあります。中にはエクセル等を用いたものもあります。</p>
委員	<p>今後こういったシステムについて、統合ですとか、全体の流れの中で、どのような方向性を持たれているのか、お考えだけお聞きします。</p>
情報システム課長	<p>現在、統合内部情報システムというのはやはり小型のほうですが、それはいろいろ情報を持っていて、統合という形になっていますが、こういったもの</p>

	<p>も統合できるものはしていくべきだと私は考えています。</p> <p>ただ、統合する所がどのサーバーを使ってとか、どういったパッケージを入れるというところまでは、まだ検討が進んでおりません。各主管課が自由に作れる時代が来れば、それはそれで便利な時代ですし、またセキュリティの問題も含めて、いろいろ検討していく内容であると思っています。</p>
会長	<p>よろしいですか。他にございますか。</p>
	<p>(特になし)</p>
会長	<p>それでは、報告第 9 号から報告第 13 号までは報告を受けたこととします。</p>
政策法務担当部長	<p>会長、よろしいですか。審議の途中で恐縮ですが、先ほど花形委員がお見えになりました。改めまして今期、当審議会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。よろしくお願いします。さっそくで恐縮ですが、簡単で結構ですので、自己紹介をお願いします。</p>
委員	<p>委員から自己紹介</p>
会長	<p>それでは、報告第 14 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号、諮問第 21 号までを、事務局から一括して説明をお願いします。</p>
<p>報告第 14 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号 諮問第 20 号、諮問第 21 号</p>	
情報システム課長	<p>報告第 14 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号について説明する。 諮問第 20 号、諮問第 21 号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見はありますか。</p>
委員	<p>諮問第 18 号、諮問第 19 号についてです。まず外部結合の根拠です。これは法令に定めがないと考えていいのでしょうか。それとも改正法の中に書いてあるのでしょうか。改正法附則第 27 条でしょうか。説明をお願いします。</p>
課税課長	<p>議員年金の根拠は委員のおっしゃるとおり、改正法の附則にうたっております。</p>
委員	<p>その改正法の中にデータを LGWAN、つまり電子データを外部結合して渡すように、というところまで書かれてあるのですか。</p>
課税課長	<p>そこまでは書かれておりません。改正法附則第 27 条では、「共済会は年金給付に関する処分に関し、必要がある場合は年金受給者の所得について官公庁に対し、必要な資料の提供を求めることができる」という旨の規定があります。</p>
委員	<p>そうしますと、提供の方法については書かれていない、ということですね。この説明にも書いてあるように、本人同意を取って提供するというのですが、本人が同意しなかったらどうするのですか。その場合、紙ベースで渡すのか、どうなるのでしょうか。</p>
課税課長	<p>あくまでも御本人に同意いただくのが前提ですので、本人同意がない場合、これに協力することはできません。</p>
政策法務担当部長	<p>今回の外部結合については、諮問させていただくということです。外部結合についての法令上の根拠があれば、当然諮問は必要ありません。そういう意味で結合することについての根拠はありません。訂正させていただきます。</p>

委員	そうですね。ですから、この審議会が認めるかどうかというのが大きな点になると思うのです。本人同意を取るということは、拒否もできるということなので、提供するかしらないかを本人が選択できるということになりますか。
課税課長	そのように理解しております。
委員	それでいいのですかね。同意が取れなければ、例えば紙ベースで提供することになるわけですよね。いわゆる選択制といったものが、ここに出現することになるのですよね。
課税課長	私どもが提供するに当たっては、ご本人の同意が大前提です。それがなかった場合、今度は退職した元議員、年金を受給している議員と共済会との関係になりますので、私が答弁できるものではありません。
法務担当課長	今おっしゃっているのは、電子結合についての本人同意ということですか。
委員	そうです。電子データで提供するという方法についてです。
法務担当課長	電子結合の禁止の条項については、条例の第 17 条に規定があり、本人同意による許諾の手続はありません。本人が同意しても、実施機関がやってもいいということではない。「結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない」という規定が第 17 条にあります。第 1 号が「電子計算組織の結合について法令に定めがあるとき」です。第 2 号が当審議会で、「区民福祉の向上を図るため必要と認められ、かつ、個人情報の保護措置が講じられている場合で、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき」です。この 2 つしかありませんので、ご本人に同意をいただいても、個人情報にかかわるデータの結合の手続はありません。
委員	つまり今回は、外部結合は審議会を経ればオーケーになるだろうということが、条件としてありますね。その上で、さらに本人が提供に同意しなければ。
法務担当課長	結合ではなくて、今度は外部提供のことですね。
委員	提供のことです。
法務担当課長	外部提供についてはご指摘のとおりです。
委員	わかりました。今回は LGWAN で外部結合するわけですね。たぶん、かなり強固なセキュリティで運営されているとは思いますが、回線のどこまでが杉並区の管轄なのでしょう。イメージをすると杉並区があって、そこからファイアウォールを越えて、どこから LGWAN のほうに出て行くと思うのです。どこまでが杉並区の管轄でしょうか。
情報システム課長	まず杉並区庁舎を含めて、庁内のネットワークがあります。それと LGWAN の結合がどこまでかということですが、現在、自治情報センターとの取決めに基づいて、NTT までの回線使用料等を私どものほうで支払っているという現状です。
委員	利用料金のことはいいのです。つまり、杉並区のテリトリーというものがあって、そのいちばん外側が杉並区のファイアウォールになるのですか。どこが管轄かによって、そのセキュリティに誰が責任を持つのかということになるので、それに関連してお伺いしたいのです。

情報システム課長	セキュリティそのものは、各自治体ごとにファイアウォールを設けております。
委員	これは資料として出されていないのですが、総務省の資料を見たら概略図があったのです。自治体があって、LGWAN で繋いでいきますが、LGWAN の回線は杉並区の管轄ではないですね。いくら「これは VPN 専用回線だ」と言っても、杉並区がそこに対して、例えばセキュリティ度を高めることができるものではないですよ。
情報システム課長	セキュリティという面ではそうです。
委員	わかりました。次に ID とパスワードの管理についてです。例えばパスワードを定期的に変えるとか、もしくは個人に管理を任せないとか、システム的にきちんと管理しているのでしょうか。私も自分のことを考えても、パスワードの管理というのはすごく面倒ですから、結局同じものを使ってしまったり、下手をするとポストイットで貼ることもやったりするわけです。どういう形で厳格に管理していますか。
情報システム課長	パスワードの管理ですけれども、現在、職員一人ひとりにパソコンが配置されております。こちらのパソコンのパスワードについてはシステム上、3 カ月経つと同じパスワードは使えなくなります。その数日前にメッセージが出て、本人が変えないと、再申請しないと使えない状況としています。
会長	ほかにありますか。
委員	人口動態調査に関する業務についての諮問にかかわることです。26 ページの個人情報の項目の 4 番に、「事件簿番号」というのがあります。また、29 ページの 63 番に、「離婚届に係る離婚種別」というのがあります。その 2 つについて、説明していただければありがたいと思います。
地域保健課長	事件簿番号というのは、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年の期間において、当該届出を受理した順に一連番号を付けたものです。事件簿というのは、各市区町村で作成しますが、人口動態調査を取り扱っている支所、出張所でも作成することができます。出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の各種別ごとに作成するものです。
委員	いまの説明の後半で言うと、出生や死亡にかかわることを非常に詳しく、それぞれ項目別に資料を取るわけですよ。そうすると、それにまた上乘せをして、いわゆる事件という名称を付け番号を付けて、というと、素人からすれば非常に重複しているのではないかと思います。そこにはどういう意味があるのですか。
地域保健課長	この報告事項については統計法上、あるいは人口動態調査令、人口動態調査令施行細則に基づいて決められているものです。また、WHO の勧告に基づいた項目となっておりますので、そういう基準で決められました。かなり多くて細かい項目ですが、法定の項目になっているということです。
委員	あまりよくわからないのですが、後でまたしっかり教えていただければと思います。29 ページの 63 番にある「離婚種別」という項目は、どういう意味で

	しょうか。
地域保健課長	例えば協議離婚とか裁判離婚とか、そういったことです。
委員	離婚は協議離婚か、それとも裁判離婚か、そういうことまでここで記録しなければいけない理由は何ですか。
地域保健課長	法定で決められている項目ということが大前提にあるのですが、離婚届にも協議離婚なのか、調停離婚なのか、審判なのかという離婚種別を書く所があります。そういったものを、統計上取っておくということです。
委員	そのことが、人口動態の把握とどう関連して、その報告がなぜ必要なのかというのがよくわからないのです。後で勉強させてもらいます。
委員	諮問第 20 号、諮問第 21 号の電算入力規模についてです。これは、23 区中 14 区が先駆けて導入している、ということだったのですが、そもそもシステムがいつ入ったのか、なぜこの時期に杉並区も参加することになったのか、その 2 点を教えてください。
地域保健課長	まず、人口動態調査のオンライン報告システムというのは、すでに平成 15 年から稼働しております。ただ、その前提として戸籍情報の電算化が必要になります。杉並区で戸籍情報の電算化がされたのが、平成 19 年度です。それが完成して、そのシステムから出力される調査用の OCR 帳票の検証等が、平成 20 年度の 1 年間必要だったということです。平成 21 年度からこのシステムを導入しようと考えていて、開始の際に電話回線での通信を予定していたのですが、当時はちょうど新型インフルエンザ対応で、保健所の電話回線数が非常に不足していたこともあり、平成 21 年度導入は見送りということになって、平成 22 年度に予算要求をして今回、この人口動態調査オンライン報告システムを使用することになったということです。
委員	条例改定のときに、区民の個人情報を守るために本当に大丈夫なのかという審議がありました。今回、情報公開・個人情報保護審議会の委員になって非常に責任を感じながら、参加させていただいているのです。ただ、非常に中身が難しい。諮問ということで重責を負っているわけです。今回の諮問第 18 号、第 19 号については、これまで議員職だった方で、しかも同意は確認されるということは、先ほどのやり取りでわかりましたが、資料で出された個人情報登録票の中身のあまりの細かさに、私は驚いているのです。例えば目的外利用として、区民生活部の「外国人登録」や「戸籍簿」ということが書かれていますし、「心身等の情報」や「生活状況等の情報」なども盛り込まれた個人情報登録票は、なぜここまでの記載が行われるのか必要とされるのか。基礎的なことだとは思いますが、教えていただければと思います。
課税課長	身体状況については、身体障害者手帳をお持ちかどうかということです。障害をお持ちかどうかによって、税の扱いが障害者控除の対応になりますので、そういうところで収集しております。
委員	当然、こういう情報の収集は本人の同意が必要になるのではないかと思います。今回の諮問第 18 号、第 19 号の議員年金については、本人確認、本人同

	<p>意ということが確認されるのですが、これまでの区民税、都民税、住民税の普通徴収をされる人たちがすべて対象になるのかということと、そういう情報の収集も本人の同意がなされているのか、そうではなくて、行政が必要なものとして当然このように収集しているのかということをお教えください。</p>
課税課長	<p>こちらについては今回、特別に新しい業務を立ち上げたわけではありません。従前からある普通徴収の中の賦課業務の一部の情報を、今回共済会に提供するという事です。これは賦課計算のために区が、課税権者が収集している情報であって、すべて個人から同意を取っているものではありません。従前からのものです。新しいものはありません。</p>
委員	<p>それから諮問第 20 号、諮問第 21 号の件です。14 区しかできていない中で今回杉並区が行い、回答では戸籍電算化の問題も出されたのですが、先ほど「厚労省からの『オンライン報告システム』の提供」という表現がありました。提供ということですから、費用などは全く関係ないのか、まだ実施されていない所は費用の問題で課題があるのか、そうでない別のこと、戸籍電算化ができていないだけの問題でそういうようになっているのか、現状をお教えください。</p>
地域保健課長	<p>厚労省の人口動態調査オンラインシステムについては、戸籍の電算化が前提ですので、費用などの関係ではないと考えております。</p>
委員	<p>LGWAN 回線を使うということで、これは東京都への情報提供となっていますよね。例えば中央区などのように、システム化されている所はいいのですが、自治体間でそういう情報を交換することもあるのですか。</p>
地域保健課長	<p>自治体間で人口動態の情報を交換することは、予定されていません。ただ東京都に出した段階で、杉並区に届けは出されているけれども、杉並区の区民でない方の情報もあります。それもまとめて東京都に情報提供するのですが、それは東京都の段階で各自治体に振り分けます。ですから東京都では、そういう振り分け作業はありますけれども、例えば杉並区と中央区が直接その情報をやり取りするということはありません。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。</p>
委員	<p>諮問第 20 号、諮問第 21 号についてです。提供するデータというのは、かなり多くの情報を提供することになるわけで、これは法律で決められているということです。ただ、私がなかなか解せないのが、なぜ住所、氏名が必要なのかということです。統計処理をするわけですから、結婚したとか離婚したということ、どこの誰がということまで、このように確実に個人を特定できるものが必要なかどうかと思い、私はまず所管する厚生労働省に聞いてみました。そうしたら、紙のデータで来たときにはたまに重複していることがあったので、エラーチェックなどをしなければいけない、そのために個人の名前と住所があるとエラーチェックがしやすいという言い方だったのです。今回はこれを電子データで渡すことになったわけですから、保健所の段階でエラーチェックができるので、住所、氏名などは要らないのではないかという考え方も成り立つと</p>

	<p>思うのです。法律ができたときから、今はだんだん基盤整備が整ってきたわけ です。そういう考え方はできませんか。</p>
地域保健課長	<p>紙ベースで行ってきたときより、エラーチェックの件数は少なくなると思 います。事務処理の流れから言うと、まず届けられたものを区民課の戸籍係で 保健所に送っていただきます。それを保健所で審査をして、保健所から東京都 に送り、東京都でも審査をし、それを厚生労働省に送るという流れになってお ります。それぞれの所で審査と調査の作業がありますが、電算化されたからと いって、必ずしもエラーチェックや論理矛盾がゼロになるということではあり ません。私どももそういう場合に、やはり実態を調査する必要があるので、住 所や氏名など、これだけの個人を特定するものが必要だと聞いております。</p>
委員	<p>しかし、電子データでかなり扱いやすくなったわけですが。しかも現在でも保 健所の段階で、目視や審査をしているわけです。だったらそれを保健所がやる ことで、今度は東京都に渡すときにその中から住所、氏名の部分は除いてしま うということではできないのですか。もちろん、まだ戸籍のシステムが始まって いない区もありますけれども、時代が変わってきたわけですから、そういう提 案みたいなことはできないのですか。現実には住所、氏名は杉並区だけで、東 京都まで持って行かないということではできないのですか。</p>
地域保健課長	<p>将来的に 23 区が全部オンラインシステムに乗って、住所、氏名がなくても 大丈夫ということになれば、そういうことも考えられますけれども、杉並区を 除けば 14 区しかオンラインシステムに乗っていない中で、いまの段階で杉並 区だけが事務手続として、東京都に送るときに住所、氏名を省略して送るこ とは考えにくいのではないかと思います。</p>
委員	<p>今回、電子データで渡すことになったわけですが、電子データの怖いところ は、コピーが簡単であるとか、一旦流出するとその回収がまず不可能である ということです。ですから、そういったリスクを回避していかなければいけ ないと思います。本来だったら別に電子データでなくてもいいのですけれど も、効率のためにやっているわけですから。毎月 2 回も渡して、どんどん更新して いくデータですから、終われば要らないはずで。例えば、それを返してくださ いとか、もしくは廃棄してくださいという仕組みは組み込まれていないので すか。</p>
地域保健課長	<p>このオンラインシステムの中では、一応 3 年間で自動消去できるようなシ ステムになっております。ただ厚生労働省の段階では、永年保存という形になっ ています。</p>
委員	<p>検算する必要もないのに、なぜ永年保存が必要なのですか。使い終わったら さっさと消してくれというデータではないのですか。</p>
地域保健課長	<p>市町村の段階とか、保健所の段階とか、東京都の段階は、厚労省に行った ときにまた疑義があって調査をする場合がありますので、一定期間保存とい うことで 3 年間で決められています。厚労省については国の機関ということで、人 口動態調査をずっと続けていくわけですから、その資料として残していくとい</p>

	うように考えております。
委員	わかりました。
会長	ほかにありますか。
委員	22 ページに「生活状況等の情報」として、「暮らし向き」というのがあります。これは暮らし向きの何を基準にしているのですか。
課税課長	これは先ほど別の委員からのご質問に、かかわってくる項目です。ほとんど申告ですから、ご本人の同意に基づいているのですけれども、全部が全部同意に基づいているのではないと、先ほど申し上げたわけです。委員のご質問の暮らし向きというのは、課税対象の所得がなかった方について、それではその間の生活費は主に何で賄っていたか、ということをお聞きすることがあります。それを「暮らし向き」と言っております。
委員	「事件簿番号」というのは、先ほどの説明では何か受け付けた順番に番号が付いていくということでしたね。「事件簿番号」というのは、たいてい何か事件があって届出があって、そうしたら番号を付けていくという理解でいいのですか。
地域保健課長	「事件」というネーミングがあまりよくないのです。要するに届出の総括表のようなものです。出生、死亡、婚姻、離婚、死産とそれぞれ別個に総括表を作るといことです。
委員	届出のある中でこれが違うとか、付けてしまってから後で苦情が出てきたということで事件として受け付け、事件簿に番号を付けているという意味ではないのですか。
地域保健課長	そういう意味ではありません。あくまでも届出です。例えば出生届とか、死亡届とかありますけれども、それを1つの事件と捉えているわけです。感覚的にはネーミングが、何か違うことがあったときに付けるような形に感じるのですけれどもそうではなくて、届出ごとに順番に総括表のように付けているだけの話です。
委員	これは個別的にたくさん書いてあるけれども、死産なら死産とか、出生にかかわる子どもの氏名とか、こういうものを届けられたごとに分類して、项目的に分けて行って、番号を付けるという意味ですか。
地域保健課長	そうです。別に調査票というものがあって、それはかなり細かいものです。事件番号というのは総括表のようなものですので、受付の年月日とか、通し番号とか、届けによって書く事項は違うのですけれども、そういったものです。
会長	ほかにございますか。ないようですので、報告第14号は受けたことにいたします。諮問第18号から諮問第21号までは決定といたします。
委員	いえ、諮問第20号と諮問第21号について、私は不同意です。
会長	反対ですか。
委員	はい、反対です。
会長	ほかにありますか。
	(特になし)

会長	それでは諮問第 18 号、諮問第 19 号については決定、諮問第 20 号、諮問第 21 号については反対 1 を明記した上で決定といたします。次に報告第 15 号について、説明をお願いいたします。
報告第 15 号	
法務担当課長	報告第 15 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はありますか。
委員	本人同意のないもので、根拠が要綱ということですが、1 番目は要綱が法令等に当たるのかどうか、2 番目は、要綱は誰が作るのか、それに付随して議会を経ているかどうか。この 2 点をまず伺います。
法務担当課長	第 1 番目です。私どもの事務処理マニュアルに記載があり公表もしているもので、「法令等」の「等」については、大きく言えば私ども区長が制定している要綱等も含めてということになっております。2 番目の誰が制定しているかというのは、区長が制定しております。議会関与については、要綱を制定したことについて、必ずしも議会に報告するという手続にはなっておりません。
委員	次に、個人情報保護法についてです。この場合は行政ですから、行政にかかわる個人情報保護法ということ。個人情報を収集するときには、目的を示して収集するというのが大原則ではなかったのでしょうか。それとこれとの整合性はいかがでしょうか。
法務担当課長	個人情報保護法と、いわゆる行政機関の個人情報保護法、それから自治体の条例があります。私どもについては杉並区個人情報保護条例があります。個人情報保護法はその行政を含めた全体の総則規定と、民間事業者に対する個人情報の法制を規定しており、国の機関については別に行政機関の個人情報保護法が制定されております。
委員	杉並に関することだけですか。
法務担当課長	杉並に関することは、杉並区個人情報保護条例という規定があります。いま申し上げた目的外利用の制限については、杉並区個人情報保護条例第 14 条に規定があります。ご指摘のとおり、本人同意が原則です。第 14 条第 1 項に原則的な規定があります。そして第 2 項第 1 号に「法令に定めがあるとき」、第 2 号に「緊急かつやむを得ないと認められるとき」となっております。この場合は審議会に報告があります。第 3 号が「区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき」、第 4 号が審議会の諮問という規定になっております。
委員	時間も押していますので、このケースに限定して話をしたいと思います。どういう理由で本人同意のないこの情報を得ることができるのでしょうか。また、すでに納付センターに課せられている税金や保育料については、私もわからなくもないのです。というのは、これには滞納処分規定があるからです。つまり、国が裁判などを経ることなく、債務名義として徴収することができる債権だからです。つまり公債権です。しかし奨学金に関しては私債権です。そういった私債権に関しても目的外利用が許されるのかどうか。このケースに限定

	して説明をお願いします。なぜ許されると考えるかということです。
法務担当課長	まず公債権、いわゆる強制執行権があるというふうなお話ですけれども、31ページをご覧ください。今回は「保育料等」の所で読みましたけれども、その前に保育料というのがあります。保育料については強制執行権がありませんので、そういった分類ではありません。
委員	あります。
法務担当課長	強制執行権はありません。
委員	できる、できる。保育料は公債権です。
法務担当課長	それを債務名義として執行手続がなされるということは、私は知らないのですが。
委員	できる。
法務担当課長	私はできないと思いますけれども、では、それはできるものとして、次に根拠については、いま申し上げた第14条第2項第3号の規定が根拠です。制定の趣旨から「法令等」の「等」については、要綱も含むと言っておりますから、根拠はこれです。条例制定当時、担当した課長と共著になっている『情報公開個人情報保護条例運営規程』という本があります。ここには「法令等」と規定して、要綱も含めてその根拠としている理由は、条例規則を制定するまでの間、暫定的な措置などもあります。また、自治体を取り扱う業務、とりわけ福祉分野の業務、申請条件、交付条件など定めが多くなってきており、現実問題として個人情報の目的外利用をしないと事務が停滞する」の記載があり、こうした考えから、私どもの条例はこういう規定になってきているものです。
委員	<p>そうすると、法律の趣旨では目的外収集はやらないことになっていて、大原則はそうだけれども、場合によってはそういうことをやると。そして杉並区の場合は、「法令等」の「等」の中に「要綱」が入っているから、区長が定めれば議会などで全然意見を聞くこともなく、個人情報が収集できると。だったら法律など要らないではないか、という話になるわけです。</p> <p>それから、私債権と公債権は違うと思います。では、違う聞き方をしましょう。杉並区においては、公債権がいっぱいあります。私債権もいっぱいあります。給食費などはグレーゾーンだけれども、例えば区民住宅の家賃なども私債権に当たります。そういったものを納付センターに全部丸投げして、例えば杉並区の債権管理納付センターというものをつくることができますか。そのようにして個人情報を投げ渡して、そこでできますか。これは滞納の解消と言っているけれども、取立ての第1段階です。スタートです。そういうようにして、杉並区においては個人情報を使うことができるのですか。</p>
法務担当課長	いま申し上げているのは、目的外利用のことです。区民税と、都民税と、国民健康保険料、軽自動車税と、介護保険料と、保育料についてはできたので、新たに奨学金もやらせていただきます。目的外利用は個人情報の制度の仕組みの中では、「法令等」という根拠でやらせていただけているし、そういう考え方もありますし、個人情報の登録票の変更ということで、この審議会でも報

	<p>告もしています。どこかで秘密裡にやっているわけではなくて、杉並区の個人情報保護条例に掲げる制度については、審議会で皆さんにご案内できるという考え方だということで申し上げております。それがすべての使用料、区の歳入についてできるかどうかという議論は、私どももまだしておりません。今回、奨学金についてはこの納付センターという機能がうまくいっているから、これについて併せてやりたいということです。すべてについてやるということをお願いしているわけではありません。</p>
委員	<p>私はすべてについてやるべきではないし、できないと思っているのです。奨学金ができるのだったら、給食費もできることになるのではないですか。五十歩百歩で違いがないのですから、同じでしょう。そうしたら、納付センターでもいいけれども、すべての私債権も含めて杉並区債権何とかセンターに譲り渡すことができるのか、ということです。つまり、これがオーケーでなかったら今回、私債権である奨学金を納付センターに渡すことができないということになるのではないですか。奨学金はオーケーだけれども、給食費がどうかはわからない、それは考えますというのは違うでしょ。私債権という括りで考えてください。</p>
法務担当課長	<p>「法令等」の根拠に要綱があります。要綱に定めるときに、その議論がなされるべきだと考えます。</p>
委員	<p>今回奨学金を定めたのであれば、給食費とか区民住宅の家賃とかは、そのときに一つひとつやっていくわけですか。</p>
法務担当課長	<p>区民住宅の家賃をやるときには、その要綱に加えていきます。</p>
委員	<p>ということは、要綱も「法令等」の「等」に入ると。つまり、行政がいつもやる「等」を付けておけば何でもオーケーになってしまう、ということです。では原則はどこに行ったのだと私は文句を言いたいけれども、時間がかかるので言いません。「法令等」というのは、どうせあなた方が作るわけですよ。その中に入れてしまえばいいと。もう1回端的に聞きます。要綱を作りさえすれば、杉並区が持っている私債権はすべて納付センターの中に業務として、このように委ねることができるかどうか。これについては簡単に答えられるでしょう。教えてください。</p>
法務担当課長	<p>要綱に規定があれば可能だと考えています。</p>
委員	<p>いまの答弁で出ました。オーケーです。</p>
委員	<p>1点だけ確認します。いまのやり取りで、要綱の作り方、使われ方については私も疑問を持っている側です。今回の件に関して確認したいのは、目的外利用ということで、それがどんどん拡大していくことについても、私は疑問を持っています。個人情報保護条例の基になっている、いわゆる「本人同意」という問題と、「自己情報コントロール権」というものがありますよね。自分の情報を自分でちゃんと確認できる、自分のどういう情報がどのように使われているかということについて、ちゃんと決定権を本人が持つことができるということが、明示されていなくても法律の精神の中には、やはりそういう趣旨が</p>

	<p>あると思っていますのです。</p> <p>実は別の方の件で、社会保険事務所の抱える国民年金の関係で、突然夜に電話が入ったときがあります。その方からの相談なのですが、そのときに社会保険事務所とは名乗らないわけです。それは委託された会社からの電話だったのです。ご本人は、なぜその会社から自分の年金問題で電話がかかってくるのか、自分の個人情報が保険庁を通してそういう所に行っているのかということで、非常に疑問を抱かれました。その点からいきますと、やはり自分の情報がどのように扱われているかという点では、非常に重要な課題だということで、私はこの件を見ました。</p> <p>例えば、条例の第12条の第12項にも第14項にも、外部委託の問題が書かれています。その点で督促状を出す場合に、あなたが督促に応じなかった場合には、こういうようにしますよということが、相手に対してちゃんと情報として知らされているのかどうかということは、かなり重要な課題だと思っていますのです。督促、徴収に対する扱われ方、区の本人に対する個人情報の保障の問題という点では、これまでどのようにされているのか、今後、これが課題だと思っていますのです。その点について教えてください。</p>
教育委員会事務局 学務課長	<p>まず、これまでどう実施してきたかというところ です。これまで奨学金については、職員が対応させていただきました。したがって、主たる職務としている職員が教育委員会学務課の職員としてきちんと、こういう事情でお電話を差し上げていますとお話ししています。今後、これが納付センターのほうで実施するという形になるとすれば、同様の信頼性を得られる、納付についての電話のかけ方が、必要になってくるものと思っております。</p>
委員	<p>これは委託するわけですよ。納付センターに委託会社に来て、そこで業務に携わると思うのですが、行政ではない外部の人間がその情報を見て業務を行うわけです。行政以外がそれを扱う点について、本人に対する周知という点が、私は課題だと思っていますのです。これは今回の奨学金だけにかかわらず、これまでやられている目的外利用の部分についてもそうです。今後の対策というものは、考えられないのでしょうか。</p>
会長	<p>なかなかシリアスな、情報公開・個人情報保護審議会の枠内なのか枠外なのか、スレスレのような難しい問題です。ただいまのはご意見として承って、今後のこの審議会の運営ももちろん、区の行政上の観点からもその点に十二分に留意していただきたいということでいかがでしょうか。</p>
委員	<p>会長、私がこの点について申し上げたのは、やはり個人情報保護条例を議会で審議したときに、審議会は個人情報を守る壁になっていますというニュアンスで、私たちは受けとめているわけです。その点から言いますと、住民の個人情報を守ることが、この審議会のある意味で大きな課題だと私は感じています。ですから今後、これがどんどん、どんどん外部委託ということで個人情報が扱われることについては、この審議会の重要な課題だと私は感じていましたので、今こういう機会でもあり、当局に対して質問させていただいたという状況です。ですから今後の重要な課題ということでは、是非そのようにしていた</p>

	<p>だきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
政策法務担当部長	<p>納付センターに関する業務の委託の話が出ましたので、事実だけ申し上げます。納付センターに関する業務については、平成 20 年 7 月に民間事業者へ委託するというので、あらかじめこの審議会にお諮りして、委託の内容や委託の条件についてご審議していただいた上で、委託をしたという経緯があります。</p> <p>それからもう 1 点。自己情報コントロール権についても先ほど触れられていましたけれども、精神が条例にあるということではなくて、自己情報コントロール権については具体的な権利として、個人情報保護条例にきちんと明記されておりますので、後ほど条例をご確認いただければと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。なければ報告第 15 号は受けたことにいたします。</p> <p>本日の審議会の議案はすべて終了いたしました。諮問第 18 号、諮問第 19 号については決定、諮問第 20 号、諮問第 21 号については反対 1 で決定ということで答申することといたします。それでは事務局より、答申案を配付してください。</p>
	(答申文配付)
会長	これでよろしければ審議会の答申として決定したいと存じます。
	(異議なし)
会長	それでは、これで決定しましたので、事務局から区長宛に答申書を送付してください。最後に「一般報告」があります。これについて事務局から説明をお願いしたいと思います。
一般報告	
教育人事企画課長	<p>公立学校教員による USB メモリの紛失について報告いたします。資料をご覧ください。平成 23 年 6 月 24 日の金曜日から 26 日の日曜日の間に、昨年度まで杉並区立井草中学校に在籍し、現在は東村山市の公立中学校に勤務している教諭が、自己所有の USB メモリを紛失いたしました。井草中学校において、当該教諭が持ち出した情報を確認したところ、井草中学校の生徒に関わる個人情報が含まれていることが判明いたしました。</p> <p>USB メモリに記録されていた個人情報ですが、担当教科である英語の平成 22 年度の 1 年生及び 2 年生 242 名分の氏名、観点別学習状況の評価及び評定、平成 20 年度の英語の 3 年生 114 名分の氏名、観点別学習状況の評価及び評定、平成 18 年度、19 年度及び 22 年度の英単語テストである英語スペリングコンテスト、延べ 571 名分の氏名及び得点がありました。</p> <p>井草中学校は 7 月 12 日の火曜日に保護者会を開催し、経過等の状況説明と謝罪を行い、区は報道機関への情報提供を行いました。教育委員会としては、区内の全区立学校教職員に、情報管理の意識・ルールを再度徹底し、個人情報の管理について改めて厳格な注意を払うよう周知し、再発防止に努めてまいります。</p>
会長	ただいまの報告についてコメントはありますか。

委員	<p>よくわからない点がありますのでお伺いします。非常に重要な事件ですので。昨年の審議会で桃井第二小学校の USB メモリ紛失事件があり、教育委員会として、以後ないように努力します、ということだったのに、また USB メモリの紛失ということで、委員として誠にショックを受けています。</p> <p>私の記憶では、平成 20 年度の 5 月 23 日の第 1 回の審議会で、校務システムの運用について諮られ、私はそのとき賛成しました。本当は反対していたほうが、よかったかもしれない。そのときに何に大変感銘したかという、「教師が自宅からも安全に利用できる環境を整える」ということでした。学校教育について教員にご努力いただいて、家でも事故なくできるようになったということで大変良いと。この結果は側聞するところによりますと、東日本大震災により、計画停電で学校の電気が止まったときに、校長が卒業準備の仕事を手でできたということで、校務が非常に円滑にできて、「このシステムのお陰だ」と言っていたらっしゃるということをお伺い、「ああ、よかったなあ」と思ったわけです。</p> <p>もう 1 つ当時の説明資料を読みますと、「環境を整えることで、電子媒体の搬送をなくし、事故の防止を図る」とあります。この「電子媒体」というのは USB メモリのことです。あるいは昔で言うフロッピーディスクのことです。USB メモリを使わない、という趣旨に私は受けとめたのです。ところが、いまの報告のように、堂々と USB メモリが使われ、なくなってしまったことについて、非常におかしいと思っています。まずはこの事件の背景として、電子媒体を使わないと審議会で諮られたにもかかわらず、一般的に校務事務で USB メモリが使われている状況、誰が USB メモリに記録しているのか、どのパソコンでやられているのか、このケースとは離れて一般的な管理状況をまずお伺いして、それから本題に入っていきたいと思うのです。ご説明いただけますか。</p>
教育委員会事務局 庶務課長	<p>原則として、個人情報データを許可なく自宅に持ち帰って業務をすることは禁止されております。リモート機能というものがあって、自宅でもパスワードと ID を使えば業務ができるようになっています。今回のこの事件は、私物の USB メモリに入れたということで、大変遺憾に思っております。今回の事例では、USB メモリにコピーできるのは、校長及び副校長のパソコンのみができることになっております。したがって普通の教員が自分の USB メモリを入れて、それを複製することはできない状況にあります。</p>
委員	<p>そのパソコンは、校長と副校長の持っているパソコンという意味ですか。</p>
教育委員会事務局 庶務課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>「区の対応」の(2)の「再発防止策等」の所で、情報管理の意識を高めるとあります。これは誰でも一言で簡単に言えるのですけれども、この事件を踏まえて、具体的にどんなことをなさるつもりですか。もう少し具体的に説明してください。</p>
教育人事企画課長	<p>「杉並区立学校情報セキュリティポリシー規程」の内容の周知徹底を、とにかく図っていくということ、まず第一に考えております。その中でも最優先</p>

	<p>なのが、外部記憶媒体に対するデータの転送にかかる事項についてです。これは夏休み中に私どもが実施している初任者研修、10年経験者研修、主管教育研修等々、さまざまな研修の場において、例示を含めた内容を用意して周知徹底を図っていきたいと考えております。</p>
委員	<p>「ルールを再度徹底し」の「ルール」というのは、どんなものがあるのですか。</p>
教育委員会事務局 庶務課長	<p>いま説明に出しました、「杉並区立学校情報セキュリティポリシー規程」の中には、教育委員会としてまず第1に「学校情報セキュリティ基本方針」という大前提、大きな方針があります。その下部の規程として、「区立学校情報セキュリティ対策基準」というものを設けております。先ほど禁止されていると申しあげましたけれども、この「セキュリティ対策基準」の中に、いわゆる機密情報の高レベルから低レベルまでに対して、どの者が許可した場合にUSBメモリに転写できるのかという規定を設けております。また、個人情報だけではなく、私物のUSBメモリに対するコピーは一切認めておりません。</p>
委員	<p>では、最後に意見として申し上げたいと思います。使っているのが校長と副校長ということになると、おそらくどちらかがおやりになったのでしょうか。例えば副校長が、この先生に関連する研究実績や指導のさまざまなノウハウなどが入っているものを、USBメモリに記録されたと思うのです。善意に解釈しますと、そのときに個人情報、入ってはいけないものが入ってしまったと思うのです。故意に副校長が入れたわけではなくて、間違えて入れてしまったのだらうと思うのです。ですから間違える可能性のあるファイルの仕方が、根本的に構造的に間違っています。</p> <p>現場でも皆さんの職場でも、個人情報の入っているキャビネットと、財務会計などの一般文書の入っているキャビネットは別にして置かれています。これは個人情報だということを初めから意識していれば、そこには入って行きません。それと同じようにパソコンなりサーバーの中でも、個人情報は個人情報フォルダとして入れておく。学校の先生の教育研修の素晴らしい実績は、そのフォルダに入れておく。それから物品購入等のものについては、物品購入のフォルダに入れておくということで分けておけば、もし先生が転任なさるときに「あなたの実績だから持って行けよ」と出すときに、個人情報は持って来ないと思うのです。あるいは財務会計の契約なども持って来ないと思うのです。そのようにやっていただくことが必要です。これが大変いいのは、災害のときに業務を止めないでどこからでもやれるところです。いま災害時の業務継続計画を、どの地方自治体でもやっています。その意味では非常にいい実績を残されたわけですので、これを育てつつ抑制していただきたい。</p> <p>それと、もう1つだけお願いがあります。転任というのは、学校では普通に起きることです。そのときに今までの研究実績を電子媒体で蓄えている場合、誰がどういう手続でどんなものを持っていくかという、部分的なマニュアルを整備してほしい。業務継続計画や安全対策は、事件の一つひとつが教科書になるので、それごとに行う。ケース・バイ・ケースで、転任のときはどうだとか、</p>

	<p>児童・生徒の例で起きたときはどうだとか、そういうマニュアルを作って積み上げていくわけです。そんなに時間はかからないと思いますので、転任のときのマニュアルを作って徹底していただく。それが私は情報管理の意識の徹底と、ルールの再度徹底の極みと思っているので、是非意見として申し上げておきます。</p>
委員	<p>先ほど委員からショックというお話がありましたけれども、極めて重大な事故がまた起きたと思いました。先ほど来の質疑の中でもありましたように、私物にはコピーしないし、持出しもしないというのに、どうしてこういうことが起きたのか。</p> <p>紛失した個人情報とは242人一人ひとりの、ここに書かれているような個人情報そのものですよね。しかも、総数で言うと967人というのは、かなり膨大な数の子どもたちの重大な情報を失ったということです。一体どういう管理がされているのか。</p> <p>また、教員が家でも仕事ができるような仕組みについて、ここでも審議がありましたよね。これは、それとはまたちょっと違う形で起きたわけですよね。他の自治体に移るときに個人情報を持って行ってしまったということ自体が大変不可解です。杉並は言うまでもなく、個人情報の管理その他で長年積み上げをしてきて、とてもしっかりしている自治体です。他の自治体にこういったものを持って行くことができたのは、一体どうしてですか。</p> <p>それから、ここでは「教諭」という報告になっていますが、コピーできるのが校長か副校長であれば、この学校の校長か副校長が、個々の教諭のためにコピーをしたということなのか。</p> <p>もう1つは、個人のメモリでコピーすることはないということですが、その辺は本当にどうなのか。</p> <p>最後に、「再発防止策」の所で「厳格な注意を払うよう周知し」とありますが、「厳格な注意」とは一体どういう中身なのか説明してください。</p>
教育人事企画課長	<p>今回、このようなことに至った経緯です。まず転任する教員が、自分が井草中学校で作ったさまざまな教材があります。例えば資料とかワークシートとか試験問題といったものを、異動先の学校でもまた工夫して使いたいということで持って行きたいという申出を、管理職にしました。管理職は個人が作ったものだということで、それを許可しました。その方法として、それをさまざまな複数のファイルを1つのフォルダにまとめておきなさいというような指示を出しました。その指示を受けて、教員がそのフォルダの中に自分が持って行くものを入れたところ、その中に個人情報も含まれていたということです。管理職は教員がそこに持って行きたいものについては、あらかじめ説明を受けていたものですから、一つひとつを確認しないまま、USBメモリに保存してしまいました。本来あり得ないことが管理職の手によって、この教員の私有のUSBメモリに移されてしまった、というのが経緯です。</p>
委員	<p>そうしますと、コピーを許可した校長や副校長、教諭の個人的な関係で事故が起きたように思いますけれども、ある意味では組織的に起きてしまったよう</p>

	<p>にも取れるわけです。校長、副校長も関与という言葉が適切かどうかはわかりませんが、一応許可をもらった教諭は、それを持って行って次でより学習を発展させようとの思いだったと思うのです。しかし、そこにこういう事件が起きてしまったのは、その辺の仕組みがいいかどうかだと。</p> <p>それから、校長はすべてのことについて責任があるとは思いますが、こういうものについて他の自治体に持って行く、あるいは個人のメモリにコピーするという判断が、校長だけに委ねられているということも、今後は考えなければいけないのではないかと思います。その辺を含めて、教育委員会では再発防止のために議論がされて、通知を出したりされていると思うのですが、どうなのかという点についても、お聞きしておきたいと思います。</p>
教育人事企画課長	<p>今回はまさにご指摘のとおり教員の問題と、実際に中身を確認しないまま移した、管理職の問題もあります。これはあくまでもこの教員本人と管理職の認識の甘さと言いますか、理解の不足から起きてしまったものです。システムをいくら固めて、そういったことができないように仕組みを作ったとしても、個人情報を守らなければいけない当の管理職が、そういった形で誤ってやってしまったということで、これは今回かかわった教員、管理職の本当に認識の甘さからきているものだと思います。その点は私もきちんと踏まえた上で、今後研修等で徹底していきたいと思っております。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、「杉並区立学校情報セキュリティポリシー規程」というものがあります。その中に学校の個人情報を持ち出すときの手続等がきちんと明記されているのです。そのところをきちんと把握していれば、このようなことにはならなかったと思いますので、まずは「杉並区立学校情報セキュリティポリシー規程」の内容を徹底し、理解を深めさせていきたいと思っております。そういった意味で管理職はもちろん、教員に対しても教育委員会の研修の中で直接、周知徹底を図っていきたいと考えております。</p>
委員	<p>教員の異動ですから、東京都内ではほかの自治体から杉並区に来る場合も、当然あるわけです。そういう場合ほかの学校で実践して、今度杉並区でも、子どもたちのいろいろな面でのよりレベルアップのために使いたいということで、これに類したものを持って来る先生方もいるかもしれないのですか。</p>
教育人事企画課長	<p>はい。</p>
委員	<p>基本的にはこのようなことがないようにすることが、一番だと思いますけれども、今度のこの件は自治体相互の関係があるわけですね。その辺は調査をして、そういうことはかなり嚴重にやっついこうということですか。申し訳ないですけれども、その点だけ教えてください。</p>
教育人事企画課長	<p>個人情報に関して、今回のようなケースは基本的にはないと考えております。あくまでも個々人が授業で使う自ら作った資料、ワークシートといったものについて杉並区に持ち込んで、さらによりよいものにして子どもたちのために活用したいというケースは、多々あると認識しております。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>

委員	どうして紛失したのですか。
教育人事企画課長	これは本人が持ち出した USB メモリを、異動先の学校に持って行って作業をしました。その USB メモリを、再度自宅に持ち帰って作業をしようとしたところ、入れたはずのバッグの中に入っていなかったということです。それが、この 6 月 25 日に発覚したわけです。
委員	USB メモリの使用を認めると、そういうことをする先生というのはたくさんいるわけですね。そこで、いかに学校の管理者が「厳重にやれ、やれ」と言ったところで、持って行った先生自体が自覚してやらなければ、しょうがない。ここで言うように、管理を徹底いたしますなど書いても、逆に先生のほうがこれを厳重にやらなければしょうがないと思うのです。
会長	第 1 回にもかかわらず、大変長時間かかってしまいましたけれども、熱心なご討議をありがとうございました。なお、最後の問題等については教育委員会のほうでも、今日のご意見等を十二分に参酌されて、いい方向で行政を行っていただきたいと思います。ほかにございますか。それでは、事務局からどうぞ。
法務担当課長	次回の日程をご案内いたします。次回は平成 23 年 10 月 31 日の月曜日、午後 2 時から予定しております。
会長	ほかになければ、これで散会といたします。長時間、どうもありがとうございました。